

第二節 倒産反対争議の意義

以上、われわれは、H精機、S機械の倒産反対争議における要求、戦術、組織、財政および争議の諸結果を検討してきた。第一段階におけるS機械の事態は厳密な意味での労働争議ではないが、ここではその点について再論する必要はあるまい。それは明らかに労働争議ではないが、倒産に直面した労働者の経営権奪食的な倒産反対運動として、第二段階におけるH精機の争議と対照的に位置づけることによって、今日の倒産の嵐に対決しようとしている労働者の闘いを総合的に捉える視野がひろがるであろう、というのがわれわれの考えであった。

われわれは、この事例研究をとおして、今日の倒産反対争議にめづっている「新たな運動の質」とその規定要因について、次のように整理することができよう。

第一は、この時期の倒産反対争議では、当該企業の倒産原因にメスを入れ、倒産を生んだとおぼしきものの責任を追及し、それによって企業再建の手がかりをつかもうとする戦術が、周辺地域の労働者の支援をうけた大衆的な街頭闘争として、相当の規模で追求されている、ということである。もちろん、個々の企業の倒産原因は、すでに第一章で論じたように重層的に捉えられるべきであるが、この時期の中小企業の倒産には、当該企業の企業内的要因にとどまらず、より深層のレヴェルでの要因が強く作用しているのが普通であった。そこでこの時期の中小企業の倒産反対運動は、争議団自体はいかに小規模であっても、倒産原因の深層に動く巨大な経済主体にきりこんでいく、攻撃的な

運動へと発展していく傾向をもっていた。告発すべき相手が巨大である以上、争議団は援軍を必要とする。その当面の援軍となるのが周辺地域の他の争議団であり労働組合であった。S機械の場合の通産省攻め、H精機の場合の三菱独占攻めの大衆的な街頭闘争は、その意味で注目に値するものであった*。

* この事例研究は、特定企業の倒産にいたる具体的なプロセスが、倒産以降の労働運動のありかたを大きく左右することを明らかにしている。小規模なS機械の組合が、他にききかけて通産省の産業政策に鋭い批判のメスを入れたのは、もちろん、直接的にはそのリーダーたちの鋭い洞察力によるのであるが、根本的にはS機械の倒産と通産省の行政指導との深いかわりかたそれ自体に根拠があった、というべきであろう。

第二は、この時期の倒産反対争議では、工場を占拠するだけでなく、既存の機械・設備を使用しながら労働組合が自主的に生産を継続する、という戦術が長期間にわたって追求されている、ということである。しかも、多くの場合、それが、組合が破産管財人との間で締結した工場機械設備の使用協定のもとで、合法的な形態でおこなわれている、というのが特徴である。もちろん、労働者たちは自ら好んで自主生産にのりだしたわけではない。何としても当座の生活資金を捻出しなければならないという事情と、従来の資本家にかわって、倒産企業を接収し再建にのりだそうとする新たな資本家が登場してくるわけではない、という事情が、労働者たちを自主生産にむかわせるさしあたった契機であった。その背景として、この時期には、日本資本主義の高度経済成長の終焉にともなう、また、第一章でふれたような業界の構造変化のなかで、資本家的企業として再生しうる余地がきわめて限られている倒産企業が多かったこと、そして雇用情勢もまた深刻であったこと、などがふれられるべきであろう。そのような歴史的條件のもとでは、明らかに争議目的達成までの臨時の手段としてはしめられたところの、このいわば非常時の戦術の行使が長期化されることになる。とりわけ、工場再開要求に固執するグループが、争議団の中で強い影響力をもっている場合にはそうである。自主生産という戦術の行使は、それ自体、従来の資本家的経営に対置される労働者の経営の模範には

かならないが、それが長期化され、常態化されるにともなう、自主生産体制自体が、単なる争議手段というよりは、それ自体追求するに値する文化価値を体現するものとして自覚化されてくる。今日の倒産反対争議における自主生産がとくに注目されるのは、この文脈においてである。

* もちろん、工場占拠・自主生産の体制は、現行の破産法のたてまえのもとで合法性を確立することは困難である。だが、破産法の枠を突破した争議団を公権力をもって強圧しようとする管財人がいることも事実であるが、同時に、争議団との話し合いによって破産業務を平和的に執行しようとする多くの管財人がいることも事実なのである。いうまでもなく、その背景には裁判所の担当裁判官の判断如何がある。倒産争議をめぐる労資間の力関係、争議交渉体制の強弱如何が、この裁判官の判断をかなりの幅で動かしているように思われる。

* 追求するに値する文化価値として何が自覚されてくるか。現実の倒産反対争議のなかで出会う労働者の意識はなお多分に流動的である。だが、たとえば、次のような発言に注意されたい。「倒産を契機に開始されたという強いられた中であれば、労働者自主管理の意味は、労働者が如何なる主体へ自らを委譲するかであり、また、過去の職場秩序をどうかえることができるかということにあるだろう」「私達は倒産し破産以降すでに九三年にわたって自主生産を続けていて、そして現在、大きな転換点にたつたと自覚している。……強いられた自主生産から〈闘い方〉〈生き方〉〈飯のくい方〉を共有しよう、そしてその事獲得する場としての自主生産への移行である。」「ある争議組合が『やっと旧賃金に回復した。一時金も出せる様になった』との声を聞くことがある。また再び、かつての高度経済成長下の企業状況への回復への回路が、それとも集団のひとつの『力』の背景としての資金とするのか、その岐路は自主生産の方向性を決する決定的な地平での選択である。」「(全国金属山科鉄工支部「南大阪は炎えている」一九七九年二月)。「我が支部の労働者は、永年働き続けた職場を何とでも確保したいという率直な心情と、経営者がいなくとも生産点を維持する自立性を求めて頑張っています。」「各地で自主生産を続ける労働者に激励され、自力による生産活動を点から線、更に面に広げ、下からの生産点を確保し、労働者の広範囲な政治的連繋によって、あらゆる受注や労働者の主体性によって稼働される生産点の社会的確保をめざすべき戦略がこれからの課題ではないでしょうか。」「(全金田中機械とともに闘う会「血と汗と喜びで、我等が築き上げた職場を我が力で守り抜かん」一九七九年二月)。ここでは、倒産前の「常態」に復するための戦術というよりは、異質の「常態」の端緒

として自主生産が捉えられはしめている。ひとしく自主生産といわれるもののなかに、この点ですでに二つのタイプが形成されているように思われる。事実、最近では「賃加工やアフターサービスを主体としたもの」だけでなく、「中須、ベトリ……日本荷役、斉藤鉄工のように、倒産以前からの製品をそのまま引きついで生産している争議組合がふえて」いる。そのような自主生産の展開と発展は「再建を先取りした闘い」の成功として自覚されてくることになる(東京地方争議団共同会議「第一八回総会議案書」一九七九年一〇月、一〇～一二頁)。

もちろん、自主生産の戦術が必要とされるということと、それが可能であるということとは別個の事柄である。自主生産の難易度を左右する要因として、生産物の性格、労働者集団の保有する熟練や技術如何などが作用していることについては、すでにふれた。ここでは、労働者の主体的な運動力量自体にまつわる諸条件について指摘しておきたい。その一つは、労働運動の歴史的蓄積の度合如何である。H機械の組合も、S機械の組合も、高度経済成長の過程で、職場と地域での影響力を強めていった組合であった。労働力の売り市場条件のもとで、彼等は、たんに賃金その他の労働条件を改善するだけでなく、会社側の職制管理機構を空洞化していくほどの組合規制力をかためていった。彼等はまた、地域における労働運動に積極的に参加し、やがてその一拠点となるまでに成長していった。そのプロセスで形成された労働者の連帯、その連帯の核こそが、これらの倒産反対運動を可能にしていく歴史的な前提条件であった。それはこの時期の他の倒産反対争議についても語りうる論点であるように思われる。

* われわれはかつて、資本主義の危機の到来にともなう労働組合運動の危機について論じたとき、日本の場合、高度経済成長過程での職場における労働組合の規制力の停滯、弱体化傾向にそもそも大きな問題があったのではないかと述べた(戸塚前掲稿「資本主義の危機と労働組合運動の危機」)。この事例調査は、主に民間大企業の組合運動を念頭に形成された右のような仮説の有効性を、中小企業の労働運動に即してたしかめる意味をもった。その結果は、さしあたって中小企業の労働運動の若干の分野では右のような仮説とはまさに逆の事態が進展していたことを明らかにした。今日の中小企業分野の倒産反対争議はその歴史的遺産のうえに展開している、というのがわれわれの到達した見解である。

いま一つは、倒産発生前後からの闘争過程における、労働者の運動能力の発展度合如何である。H機械の場合でも、S機械の場合でも、労働者は倒産に直面して以降、その運動能力を格段と発展させていった。彼等はまず、労働者相互の討論を深め、自らを形式的な民主主義にもとづく運動体から、闘うものの直接民主主義にもとづく争議団へと改編していった*。そこで、平時よりは遙かに活潑な組織活動能力が、労働者のなかに生まれることになる。しかも、労働者たちはその運動のなかで、平素は無縁であった経営活動の諸分野にたずさわることになる。経理や営業、設計、技術などの分野を担当しうるものなくしては、自主生産は成功しない。組合員がそのような作業を担当しうるように、自己の能力を再開発する場合も稀ではない。また、労働の現場では、従来の作業様式、そこでの人間関係自体の見直しもはじまることになる。労働者自身の創意にもとづく職務スパンの拡大、職務担当のローテーション化などは、自主生産体制のもとではごく普通のことである。さらに労働者の関心と認識は、企業経営内容の分析から、業界構造、産業政策にいたる構造的な諸問題の分析にまでひろがっていく。長期にわたる自主生産が持続されうるためには、右のような労働者の運動能力の自己開発が不可欠であろう。自主生産体制を維持しながら長期の倒産反対争議を続けている争議団の中核には、そのような労働者の運動能力の開発を誘導し、鼓舞している、大衆性の豊かなリーダーたちが存在しているのが普通である。

* どの倒産反対争議団においても、企業倒産当時の組合員のなかのかなりの部分が争議団から離れているのが普通である。倒産反対争議団が長期間にわたってその闘争態勢を持続しうる前提として、比較的早い時期にそのような「整理」がおこなわれていることに注意すべきであろう。

第三は、この時期の倒産反対争議では、争議の結果として、争議団の指導部が中心になった労働者の企業が新設される事例がめだつ、ということである。その場合、争議解決金や退職金の一部を積立て、それを資本金や運転資金として新会社が設立される、というのが普通である*。もちろん、この新たな実験が成功する見通しは決して甘くはない。

この実験の未来に賭けようとするものにとって必要なことは、この実験の成功を制約している壁を冷徹につきとめることであり、その突破の方法を模索することであろう。H機械の場合にそうであったように、さしあたって多くの場合、労働者自身による新企業の設立が、争議団にとってはやむをえない改善の策としてうけとめられている、ということが注目される。自主生産を長期にわたって持続してきた争議団の場合でも、争議解決の暁における最も望ましい企業の形態は、倒産前の資本家的企業として意識されるのが稀ではない。旧に復することを望む労働者のこの保守的志向は、当然のことながら、生みだすべき新設の企業のあるべき姿の構想においても、新設企業設立のための具体的準備においても、著しい立ちおくれを結果せざるをえない。極端な場合には、本来の資本家なき資本家的企業のミニチュアを生むおそれすらあろう。その意味では、争議の終結の段階で、新設する企業の理念、管理秩序、営業方式をいかに労働者的なものとするか、という点についての周到な議論を重ねることが不可欠である。その構想が具体化した時点では、その争議団の労働力構成如何によつては、特定の作業分野の担当者として、設立企業の趣旨に賛同する労働者を雇い入れることもありうるはずである*。もちろん、いかに緻密に準備されようとも、新設企業の存立、発展が、当該企業の内部的条件のみによつて保証されることはありえない。金融の面でも、市場の面でも、その企業体の外での支援体制がくまれなければならない。だが、その支援体制がくまれうるためには、当該企業が普通の資本家的企業としてではなく、支援するに値する新たな労働者的な企業としての内実をもつことが不可欠であろう。その意味では、このような争議の決着の仕方が有意義でありうるためには、新設の企業がいわば傾向的経営として構築されることが要請されるはずである*。そして、もしその方向を意識的に追求する倒産反対争議団が増えてくる場合には、当面の倒産反対争議は、日本の労働運動の戦略的な展望に一条の赤い光を照射することになるであろう。

* ただし、その場合、二つのタイプがありうることをあらかじめ指摘しておく必要がある。さきにふれたように、争議中の自主生産が「再建を先取りした闘い」として位置づけられ、それが事実成功している場合と、しからざる場合とがありうる。

るからである。前者の場合には、新会社の設立が文字通りの新会社の設立ではなく、争議団がきずきあげてきた自主生産体制の維持・発展として位置づけられるような、注目すべき展開の仕方もありうるであろう。もちろん、その場合でも、争議解決後に労働者内部に生じうる精神的弛緩のもとで、新企業をいかなる性格のものとして発展させていくか、という点をめぐって、一定の波瀾が予想されるが、いまでもなく困難は後者の場合により深刻である。

* * 労働者に根強いこの傍旧的傾向は、自主生産にともなう不安と疲労の屈折した表現であって、自主生産が争議目的を達成するまでの非常時の戦術と意識され続けている限りでは、ごく自然な意識の動きである。この傾向が変化しはじめるためには、自主生産体制のもとで、さきにつれたような新たな文化価値の自覚がすすむことが不可欠であろう。

* * * 多くの場合、技術者を含む職員層は、倒産の直後に経営を離れるのが普通である。したがって、倒産反対争議団では自主再建にあたって力を発揮しうる技術者たちが決定的に不足している。もちろん、自主生産体制のもとで、労働者はさまざまな能力を開発しているが、それで充分となる保証はない。自主再建を志す争議団が、必要な「ホワイトカラー」を雇入れることも、場合によっては必要であろう。

* * * * われわれは、さし当って、労働者生産協同組合的な事業の発展を念頭においているが、この点に関しては争議の解決をとおして新設された事業体の実態調査をよまえて機会を改めて論じたいと思う。

最後に、今日の倒産反対争議が現在の労働運動全体に提起している問題の若干にふれて、この事例研究を結ぶことにしたい。

まずは、企業倒産反対争議の有効性についてである。資本主義経済においては、不況期における劣等企業の倒産は法則的であり、それにともなう労働者の生活が困窮化するのは不可避である、というのが多くの人々の醒めた認識であろう。だから資本主義自体を打倒する以外にはない、という立場にたつか、それとも、だから諦めて好況の到来をまつ、という立場にたつか、そこに議論をわける決定的な分岐点がある、ともいえよう。われわれ自身、それは極めて重要な分岐点だと考えている。が、倒産反対争議の現実には、そのいずれの立場にたつ人々に対しても、一つの事実を教えている。それは、倒産現象は法則的であり、不可避であるとしても、特定企業の倒産・消滅は不可避ではな

い、ということである。また、かりに特定企業の倒産・消滅が不可避となった場合でも、その時期および消滅形態は異なりうる、ということである。さらにまた、企業倒産の犠牲が労働者におしつけられることは不可避であるとしても、その度合は異なりうる、ということである。それは、労働者が過剰資本の整理過程における無力な犠牲者であることをやめ、その整理過程の社会的正当性を問いつつ、その過程に介入する攻撃的な主体として立ちあがらねば、ということによって可能となる。労働者のそのような主体的な運動こそが倒産反対争議であった。

もちろん、資本主義社会においては、社会的正当性が経済的合理性に優位を保ちうる保証はない。倒産反対争議団の苦悩の多くはそこに淵源している。だが、倒産反対争議の現実には、倒産・破産・企業消滅という、資本主義経済のもとで資本家の合理性をもっていたはずの動きを、労働者の執拗な抵抗が大きく制約しうる、ということを示している。争議団が強力であり、また世論の支持もつよい場合には、企業の消滅を実現していくうえで債権者が払うべき損失は増大する。経済的な損失はもちろんのことであるが、政治的、社会的な意味での損失がこれに加わる。とくに裁判所が関与している場合には、後者の配慮が大きく働かざるをえない。もともと、破産法の手続きにそつた企業の解体によって、一般債権者が手にしうるものは、その債権額のごく一部分にすぎない、というのが普通である。それもかなり遠いさきまでのことである。そのような状況のもとで、最終的には、「合理的な」資本家はより少ない損失を選択せざるをえない。それが、いったんは破産を宣告された倒産企業が極端な場合には企業再建にまで逆転しうるという、不可思議な現象の基礎にある経済の論理である。だから、「破産の経済学」は、労働組合の倒産反対争議を捨象しては完結しえない。

ここまででは、国家が捨象されている。だが、現実にはその行政如何を無視することはできない。倒産・解雇された失業者の運動が激化し、これに対して雇用保険の給付期間の延長その他臨時措置を講じる必要が増大すればするほど、あるいはまた、雇用創出のための公共事業その他失業対策事業の拡大の必要が増加すればするほど、倒産・企業

消滅のために必要な公的経費は増加していく。転職者のための再教育・訓練その他の費用がこれに加わる。倒産・解雇は、一方で、長年蓄積されてきた労働者の熟練という、本来は貴重な社会的財産をつぶし、他方で、あらたに公的経費の支出増加を必然化していくという、「国家的な損失」をともなっている。

もちろん、資本主義国家としては、劣等企業の淘汰・整理をととしてすすめられる、産業再編の未来に期待をつながざるをえない。だが、スタグフレーションのもとでは、その未来を楽観することもできない。そこで、「国家的見地」からしても、倒産・破産・企業消滅を黙殺するよりは、一定の金融的助成措置を講ずることによって倒産企業の存続・再建をはかる方が得策である、という政策的判断が形成されてくる余地がある。それは地方自治体についてもいえるはずである。その意味で、国なり地方自治体なりの企業倒産への一定の政策的な介入をひきだすことは可能であろう。が、それも議会選挙をつうじての革新勢力の進出とか、労働組合のナショナル・センターのいわゆる制度要求闘争とか、そういった運動だけで可能になるとはいえない。もちろん、それらも必要であるが、決定的に重要であるのは、倒産企業の消滅型処理は経済的にも政治的にも高くつく、という当局者の判断が形成されてくることである。企業倒産にまきこまれた労働者のたたかい、それを支援する人々の輪のひろがりこそが、そうした判断の形成をうながす決定的な要因である。

およそ以上のような根拠にもとづく倒産反対争議の有効性は、資本主義の危機の深化にともなって強まってくる。労働組合界の中央指導部に支配的な、自己抑制的な運動論への有力な批判とならざるをえない。かの支配的運動論にあっては、国民経済の危機にあっては、労働組合は自らの社会的責任を自覚し、労働組合の平時における機能を自己抑制していくことが重要である、と強調されてきた。その論理は、明らかに、企業倒産にまきこまれた資本家はもちろん、労働者の一部にも、ある種の説得力をもっている。企業や業界の実態を無視した硬直的な労働組合運動が、企業倒産を招いた有力な原因ではなかったか、というのである。われわれは、この事例研究をととして、強硬な労働組

合運動の発展は、かりに他の諸条件が一定であるとすれば、経営危機をよびこむ一契機をなしている、という仮説をいだいた。経営側が赤字宣伝を開始し、企業「合理化」の諸施策をもちだしたときに、直ちに労資協調路線にたつて組合活動を凍結させていくような組合がある場合と、階級的な労働運動の原則に固執しようとするような組合がある場合とでは、他の諸条件が一定であるとすれば、不況下における経営危機到来のテンポはおそらく異なるであろう。

だが、そこから直ちに、不況下においては労資協調こそが企業をまもり、雇用をまもる、と主張するとすれば、それは著しく一面的である。われわれのさきの仮説が、「他の諸条件が一定であるとすれば」という限定を付していたことに留意されたい。現実の経営危機は、たとえば同族的な資本家の無責任な放漫経営や、乱脈な経理などによって発生しうる。強硬な労働組合はそうした経営のありかたを規制し、その限りでは経営危機の発生を抑制する機能をもはたしうるであろう。さらに、経営危機はそうした個別的な労使関係上の原因のみによって到来するわけではない。たとえば、いわゆる構造不況業種における企業倒産を思いおこせば明らかであろう。そこでは、組合がある企業もない企業も、その組合が協調的であるところも戦闘的であるところも、同様に倒産旋風にまきこまれていく。むしろ、ここで強調すべきことは、組合がなかったところ、あるいは労資協調的な組合しかなかったところでは、企業倒産が現実となったときに、多くの場合、倒産反対争議をくむ活力を労働者がすでに失っている、ということではないか。これに対して、階級的な労働組合運動の原則にしたがって、平素から経営権への規制をつよめてきたところでは、企業倒産が現実となったときに、自信を喪失してうちたえる経営者を圧倒して、労働者たちが工場内に自己の権力をうちたて、強力な倒産反対争議を開始する、ということではないか。それが工場占拠であり、自主生産であった。あきらかにそれは、労働者統制から労働者自主管理へとすすむ運動であるといつてよい。

もちろん、そうした運動のさきひらけてくる展望を、いま直ちに薔薇色にえがくことはできない。われわれの事例研究は、その点をも同時に明らかにしている。だが、倒産反対争議が労働権の確保という点でも、雇用の確保と

いう点でも、一定の有効性をもちうるということは、すでに疑う余地のない事実であるといつてよい。そして、その事実の重みは、さきにふれたような自己抑制的な運動論への同調者たちにも、自分たちが歩んできた路線への深い懐疑をよびおこしていくことにならう。さらに、当面はごく僅かの事例ではあれ、長期にわたって自主生産体制を維持し、労働者管理のもとで新たな事業体の発足に成功した倒産反対争議団の経験は、混沌する社会主義圏の現実に向面しながらなお新たな社会主義像を模索する労働者たちに、身近な範例を供することにならう。今日の中小企業分野における倒産反対争議が、たとえ少数であれ、今後の日本労働運動の展開方向をうらなう上で重要な意義をもっているのは、およそ以上のような意味においてなのである。⁽²⁾

(1) この点については、戸塚稿「企業倒産と中小企業労働運動」(『月刊労働問題』一九七八年四月号)で一度ふれたことがある。一部重複があることをお断りしておく。

(2) なお、この点については、戸塚稿「中小企業の労働争議——最近の『倒産反対争議』調査から——」(『中央労働時報』第六四八号、一九八〇年四月)を参照していただければ幸いである。

(一九七九・一二・三一)